

〔注〕平成16年3月から改正経過を注記した。

改正

昭和58年7月29日規則第21号

昭和59年5月28日規則第18号

昭和60年6月28日規則第27号

昭和61年6月30日規則第13号

昭和62年5月28日規則第19号

昭和63年6月30日規則第8号

平成元年9月30日規則第39号

平成2年9月7日規則第13号

平成3年6月29日規則第32号

平成4年3月30日規則第28号

平成4年5月30日規則第35号

平成5年5月31日規則第15号

平成6年6月30日規則第16号

平成6年8月31日規則第23号

平成7年5月30日規則第20号

平成8年5月30日規則第25号

平成9年6月30日規則第24号

平成10年3月31日規則第34号

平成10年5月22日規則第43号

平成10年11月25日規則第67号

平成11年7月9日規則第22号

平成12年5月31日規則第32号

平成13年5月23日規則第35号

平成14年5月15日規則第23号

平成14年6月18日規則第24号

平成15年6月26日規則第44号

平成16年3月30日規則第25号

平成17年3月31日規則第42号

平成18年6月28日規則第45号

平成19年3月30日規則第12号

平成23年4月25日規則第15号

平成24年9月28日規則第39号

平成25年2月5日規則第1号

平成25年3月29日規則第29号

平成25年11月1日規則第51号

平成28年3月30日規則第28号

福生市児童育成手当条例施行規則

福生市児童育成手当条例施行規則（昭和53年規則第49号）の全部を改正する。

（条例第4条第1項第1号の市規則で定める程度の障害の状態）

第1条 福生市児童育成手当条例（昭和46年条例第29号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号に規定する市規則で定める程度の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

（父母が婚姻を解消したと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童）

第2条 条例第4条第1項第1号に規定する「これと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童」とは、次の各号の一に該当する児童であつて、18歳に達した日の属する年度の末日以前のものをいう。

- （1） 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）若しくは母の生死が明らかでないか又は父若しくは母が引き続いて1年以上遺棄している児童
- （2） 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- （3） 父又は母が法令により引き続いて1年以上拘禁されている児童
- （4） 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童
- （5） その他市長が前各号のいずれかに準ずると認めた児童

（所得の額）

第3条 条例第4条第2項第1号に規定する市規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは、3,604,000円とし、扶養親族等又は児童があるときは、3,604,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族である場合にあつては、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。以下同じ。）である場合にあつては、当該特定扶養親族等1人につき63万円）を加算して得た額とする。

（所得の範囲）

第4条 条例第4条第2項第1号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（所得の額の計算方法）

第5条 条例第4条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる控除を受けた者については、当該各号に掲げる額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- （1） 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- （2） 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除 その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- （3） 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除 その控除の対象となった寡婦又は寡夫につき27万円（当該寡婦が同法第314条の2第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）
- （4） 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除 その控除の対象となった勤労学生1

人につき27万円

(施設)

第6条 条例第4条第2項第2号に規定する市規則で定める施設は、次に掲げる施設（保護者と共に入所する施設及び通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、監護又は援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設

(受給資格の認定の申請)

第7条 条例第6条の規定による受給資格及び手当額についての認定の申請は、児童育成手当認定申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 児童育成手当（以下「手当」という。）の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）の扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する条例第4条第1項に規定する支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）が福生市内に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 受給資格者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- (3) 受給資格者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類及び当該支給要件児童（条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童に限る。）の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本
- (4) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるときは、当該受給資格者及び当該支給要件児童の戸籍の謄本又は抄本
- (5) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父又は母が別表に定める程度の障害の状態にあることによって申請する場合には、当該事実を明らかにすることができる書類
- (6) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父母が事実上の婚姻関係を解消したこと及び当該支給要件児童が第2条各号のいずれかに該当することによって申請する場合には、それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類
- (7) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例別表第1に定める程度の障害の状態にあること

によって申請する場合には、当該事実を明らかにすることができる書類

(8) 受給資格者がその年（1月から5月までの月分の手当については、前年とする。）の1月1日において、福生市内に住所を有しなかったときは、当該受給資格者の前年（1月から5月までの月分の手当については、前前年とする。）の次の事項についての当該区市町村長の証明書

ア 所得の額

イ 条例第4条第2項に規定する扶養親族等の有無及び数

ウ 第3条に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数

(9) 受給資格者が前年（1月から5月までの月分の手当については、前前年とする。）の12月31日において、所得税法に規定する扶養親族でない児童の生計を維持したときは、当該事実を明らかにすることができる書類

(認定及び却下の通知)

第8条 市長は、条例第6条の規定に基づき、受給資格及び手当額の認定をしたときは、児童育成手当認定通知書（別記様式第2号）により、当該受給資格者に通知する。

2 市長は、受給資格の認定の申請をした者について、受給資格がないと認めるときは、児童育成手当認定申請却下通知書（別記様式第3号）により、当該申請をした者に通知する。

(支払期月の特例)

第9条 条例第7条第3項ただし書に規定する「特別な事情」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 受給資格が消滅したとき。

(2) 支払期月が経過した後において支払うとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、災害、疾病その他で市長が特に必要と認める事由があるとき。

(手当額の改定)

第10条 条例第8条第1項に規定する手当額の改定の申請は、児童育成手当額改定申請書（別記様式第4号）に、新たな支給要件児童に係る次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

(1) 新たな支給要件児童が福生市内に住所を有しないときは、当該新たな支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し

(2) 新たな支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるときは、戸

籍の抄本

- (3) 第7条第2号、第3号又は第7号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類
- (4) 第7条第5号又は第6号に該当する場合であつて、新たな支給要件児童の父又は母とその他の支給要件児童の父又は母が同じでないとき（当該新たな支給要件児童が第2条第3号に該当する場合は、その他の支給要件児童の父又は母が同じであるときを含む。）には、それぞれ当該各号に掲げる書類

2 市長は、手当額の改定の認定をしたときは、児童育成手当額改定通知書（別記様式第5号）により当該申請をした者に通知する。

3 市長は、手当額の改定の申請があつた場合において、改定すべき事由がないと認めたときは、児童育成手当額改定申請却下通知書（別記様式第6号）により当該申請をした者に通知する。

（支給の停止）

第11条 市長は、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が第13条、第14条又は第15条に規定する届出を怠つたことにより、当該受給者の手当の支給を受ける権利の有無が明らかでないときは、手当の支給を受ける権利のあることが明らかになるまで、手当を支払わないことができる。

（手当の返還請求）

第12条 市長は、条例第10条の規定による手当の返還又は第16条の規定による受給資格の消滅若しくは手当額の減額をした者に対して支払うべきでない手当を支払った場合における当該手当の返還の請求は、児童育成手当返還請求書（別記様式第7号）により行うものとする。

（現況の届出）

第13条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、児童育成手当現況届（別記様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 受給者の扶養する支給要件児童が福生市内に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 受給者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- (3) 受給者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- (4) 受給者が第2条各号のいずれかに該当する児童を扶養しているときは、それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類

(5) 第7条第8号又は第9号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類

(受給事由消滅等の届出)

第14条 受給者は、福生市内に住所を有しなくなったときその他手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに児童育成手当受給事由消滅届（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 受給者は、支給要件児童の数が減少したときその他手当額を減額されるべき事由が生じたときは、速やかに児童育成手当額改定届（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(氏名変更等の届出)

第15条 受給者は、氏名を変更したとき又は受給者の扶養する支給要件児童のうちに氏名を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等氏名変更届（別記様式第10号）に当該氏名を変更した者の戸籍の抄本を添えて、市長に提出しなければならない。

2 受給者は、福生市内において住所を変更したときは、速やかに児童育成手当受給者等住所変更届（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで支給要件児童を扶養することとなる場合には、第7条第2号に掲げる書類を添えなければならない。

3 受給者は、その扶養する支給要件児童のうち住所を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等住所変更届を市長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで当該支給要件児童を扶養することとなる場合には、第7条第2号に掲げる書類を、変更後の住所が福生市外となった場合には、当該支給要件児童の属することとなった世帯の全員の住民票の写しをそれぞれ添えなければならない。

(受給資格消滅等の通知)

第16条 市長は、受給者が条例第4条に規定する支給要件に該当しなくなったときは、児童育成手当受給資格消滅通知書（別記様式第12号）により、当該受給資格者であった者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合には、この限りでない。

2 市長は、受給者に手当額の減額をすべき事由が生じたときは、児童育成手当額改定通知書により当該受給者に通知する。

(未支払の児童育成手当の請求)

第17条 条例第8条の2に規定する未支払の児童育成手当を受けようとする者は、未支払児童育成手当請求書（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(添付書類の省略)

第18条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類により証明す

べき事由を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- 2 この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類について、1通又は2通以上の書類を添えることにより関係事項のすべてを明らかにすることができるときは、その明らかにすることができる書類を添えることをもって足りるものとする。

(台帳)

第19条 市長は、児童育成手当受給者台帳(別記様式第14号)を備え、第8条第1項の規定により、児童育成手当認定通知書を送付した者をこれに登載する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現にある様式は、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則 (昭和58年7月29日規則第21号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福生市児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和58年6月1日から適用する。

附 則 (昭和59年5月28日規則第18号)

この規則は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則 (昭和60年6月28日規則第27号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福生市児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和60年6月1日から適用する。

附 則 (昭和61年6月30日規則第13号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福生市児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和61年6月1日から適用する。

附 則 (昭和62年5月28日規則第19号)

この規則は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則 (昭和63年6月30日規則第8号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福生市児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和63年6月1日から適用する。

附 則（平成元年9月30日規則第39号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福生市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成元年6月1日から適用する。

附 則（平成2年9月7日規則第13号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福生市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成2年6月1日から適用する。

附 則（平成3年6月29日規則第32号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福生市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成3年6月1日から適用する。

附 則（平成4年3月30日規則第28号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年5月30日規則第35号）

この規則は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（平成5年5月31日規則第15号）

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成6年6月30日規則第16号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福生市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成6年6月1日から適用する。

附 則（平成6年8月31日規則第23号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福生市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成6年6月1日から適用する。

附 則（平成7年5月30日規則第20号）

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成8年5月30日規則第25号）

この規則は、平成8年6月1日から施行する。

附 則（平成9年6月30日規則第24号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福生市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成9年6月1日から適用する。

附 則（平成10年3月31日規則第34号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年5月22日規則第43号）

- 1 この規則は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 改正後の福生市児童育成手当条例施行規則第2条第1号及び第3号、第3条、第4条、第5条第1項中「第2項」の下に「第1号」を加える部分、第6条から第8条まで、第10条から第15条まで、第16条第1項、第17条、第18条第2項及び第19条の規定並びに別記様式は、平成10年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、現にある様式は、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成10年11月25日規則第67号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月9日規則第22号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福生市児童育成手当条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成11年6月1日から適用する。
- 3 新規則の施行の際、現にある様式は、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成12年5月31日規則第32号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成13年5月23日規則第35号）

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成14年5月15日規則第23号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成14年 6 月18日規則第24号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福生市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成14年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成15年 6 月26日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 3 月30日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日規則第42号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 6 月28日規則第45号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、平成18年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福生市児童育成手当条例施行規則第 5 条第 2 項の規定は、平成18年 6 月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年 5 月以前の月分の児童育成手当については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 3 月30日規則第12号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 4 月25日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 9 月28日規則第39号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 2 条の規定は平成24年 8 月 1 日から、第 3 条の規定は平成24年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成25年 2 月 5 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日規則第29号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条、第 8 条、第10条及び第12条の規

定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月1日規則第51号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって施行日前にされた行政庁の処分その他の行為又は施行日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第1条、第7条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの（測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。）
- 2 両耳の聴カレベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、市長が定めるもの

別記様式第1号（第7条関係）

別記様式第2号 (第8条関係)

別記様式第3号 (第8条関係)

別記様式第4号 (第10条、第14条関係)

別記様式第5号 (第10条、第16条関係)

別記様式第6号 (第10条関係)

別記様式第7号 (第12条関係)

別記様式第8号 (第13条関係)

別記様式第9号 (第14条関係)

別記様式第10号 (第15条関係)

別記様式第11号 (第15条関係)

別記様式第12号 (第16条関係)

別記様式第13号 (第17条関係)

別記様式第14号 (第19条関係)